

経営強化指導計画の履行状況報告書

【東京厚生信用組合】

2020年12月



全国信用協同組合連合会

目 次

はじめに	· · · · 1
1. 経営指導の進捗状況	· · · · 2
(1) 経営の改善の目標を達成するための方策への指導	
(2) 従前の経営体制の見直しその他責任ある経営体制の確立に関する事項 への指導	
(3) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化、その他地域経済の活性 化に資する方策への指導	
2. 経営指導体制の強化の進捗状況	· · · · 7
3. 経営指導のための施策の進捗状況	· · · · 8
(1) 経営強化計画の進捗管理	
(2) モニタリング、ヒアリング	
① オフサイト・モニタリング	
② 協議、ヒアリング	
③ 出向者協議会	
(3) 監査機構による検証・指導	
(4) 計画達成に必要な措置	
① 人的支援の実施	
② 事業再生支援へのサポート	
③ A LMサポートの実施	
④ 資金運用サポートの実施	
⑤ トレーニーの受入	

【はじめに】

当会は、東京厚生信用組合が、業域及び地域の中小規模事業者や個人の皆様に対する資金供給を担う重要な金融機関であるという認識のもと、業域及び地域の中小規模事業者等に対する金融仲介機能をより一層発揮していくために、2014年3月に当会の資本増強支援にあたり財源面の支援として金融機能強化法を活用することにより、東京厚生信用組合の財務基盤について更なる強化を図りました。

こうした資本増強により、東京厚生信用組合が金融仲介機能の強化を図り、これまで以上に地域の中小規模事業者や個人の皆様に対する信用供与の維持・拡大と各種サービスの向上がなされるよう、信用組合業界の系統中央金融機関として、「経営強化指導計画」に基づく強力な指導を含め、東京厚生信用組合に対する全面的かつ万全な支援を行ってまいります。

1. 経営指導の進捗状況

(1) 経営の改善の目標を達成するための方策への指導

経営改善の目標達成（各種リスク管理強化の状況を含む）の方策については、経営強化計画に掲げる各種施策の実施により、財務・収益体質の改善・安定化が図られるよう、所管部である信組支援部経営指導監理課において、モニタリング、ヒアリング等を通じ、施策の実施状況を的確に把握し、実効性の分析・評価を行い、当会の経営陣に報告しております。

東京厚生信用組合への指導・助言にあたっては、双方向での議論を進め、着実な履行内容の確認、取り組みが不芳となつた場合の要因分析を行っております。

また、当会の経営陣と東京厚生信用組合の経営陣との個別面談・協議による経営強化計画の検証と基本方針への指導・助言を行っております。

当会では、3か年の経営強化計画に対する各種サポートを含めたヒアリング等を実施（2019年4月から2020年11月末までに15回実施）し、経営の改善に向けた指導を以下のとおり行ってまいりました。

① 「貸出業務増強等トップラインの拡大による収益力の強化」に向けた指導 a. 業域取引の基盤再構築と拡大

東京厚生信用組合では、業域取引の基盤再構築と拡大を図るため、「福祉・医療開拓推進室」（以下「推進室」という。）が主体となり、業域取引の推進に係る情報収集、戦略策定、営業店に対する助言・指導、同行営業等の諸施策を強力に展開するための業務運営方針を策定するとともに、それに基づく諸施策を推進しております。

具体的には、認知症グループホーム、障害者支援事業所、障害者グループホーム、歯科医師を取り組むマーケットと位置付け、分野毎に、貸出実行額目標を設定し、貸出取引の拡大を図っております。

加えて、2019年度より業域取引に関する知識・経験が豊富な職員を「業域専担者」として推進室に配置し、マーケット全体を俯瞰した情報収集及び営業店への随時発信のほか、障害者支援事業所への単独訪問や営業店職員との同行訪問を積極的に実施しております。

更に、業域マーケットに的確に対処していくため、外部専門家、外部団体等との連携強化を図っており、こうした連携先から案件の紹介を受けるなどしたことから、2020年9月末の業域向け貸出残高は13,463百万円となり、総貸出残高に占めるシェアは、37.8%に増加しました（同年3月末は36.6%）。かつ貸出先数では、総数1,087先のうち業域先が548先と50%を超え、具体的な効果が現れてきております。

また、取引先の事業再生に対する取り組みとして、事業支援室・審査部・営業店合同による「事業支援連絡協議会」を設置し、支援先を選定の上、中小企業診断士の指導のもとに「経営改善計画書」を策定し、この計画に沿ってモニタリング・支援を行う活動を継続しております。

そのほか、存在感向上のため広報活動として、リーフレットの配布等を実施しており、今後も一層効果的なPR方法を工夫・検討しながら、

認知度の更なる向上に努めることとしております。

b. 営業推進体制の機能維持・強化

東京厚生信用組合では、業務部・推進室・事業支援室により構成される「営業推進本部（本部長：常務理事）」と営業店が連携し、お客様のニーズに応えていく体制を構築しております。

基本的には、推進室は「戦略本部」的機能（戦略の策定、情報収集・発信等）に特化し、営業店が推進活動を行う体制としており、営業店に対する管理・指導は、「業域開拓推進委員会」（推進室と後記の業域推進責任者で構成）を設けて対応しております。

また、営業店の特性に合った戦略を策定しており、各営業店の置かれたマーケットや要員配置状況等を踏まえ、戦略マーケット毎に中心となる営業店を定めて取引推進を図っております。

更に、業域分野における営業推進本部と営業店との連携を強化するため、営業店毎に「業域推進責任者」を任命し、推進室の「業域専担者」との間で日々の活動の中で収集した情報を整理・共有する体制を整備しております。

加えて、理事長及び営業推進本部長によるトップセールスの実施を継続しております。

なお、2020年度上期においては、新型コロナウイルス感染症の感染防止に留意した上で資金繰り支援や重点推進先への往訪等を行っておりります。

c. 個人向けローンの拡大

東京厚生信用組合では、取引基盤の維持・拡大、収益の確保の観点から個人向けローンの拡大も重要と考え、効果的なキャンペーンの実施やホームページを活用した個人ローンの拡大等積極的な推進に取り組んでおります。

しかしながら、2020年度上期はコロナ禍に伴う需要の低迷や新規開拓の自粛等もあり、Webを通じたローン申し込みは増加したものの、獲得実績は低調となっております。

そのほか、住宅ローンについては、特に地元不動産業者との連携を強化しながら取組案件の増大を図っております。

当会では、各種ヒアリング等を通じ、業域取引の基盤再構築と拡大に向けた施策の進捗状況や実効性のほか、新型コロナウイルス感染症に係る対応状況等を確認してまいりました。引き続き、更なる貸出業務増強や収益力強化が図られるよう指導・助言を行ってまいります。

また、トップライン拡大への側面支援として、余資運用の計画策定に係るサポート等にも継続して取り組んでおります。

② 「人材育成の強化」に向けた指導

a. 計画的な能力開発

東京厚生信用組合では、能力開発規程及び資格別・検定試験・通信教育ガイドライン運用要領を制定し、体系的な研修、新入職員の育成、各種資格の取得奨励等を実施しております。

また、入組5年以内の若手職員の業務スキル・実務能力の向上を目指し、配属先毎の育成計画を策定し、内部研修を実施するなど、更なる人材育成の強化に努めております。

b. 職員のモチベーション向上とマンパワーアップ、外部人材の活用

東京厚生信用組合では、人事考課・業績評価制度に基づき、業務目標策定時及び評価時における上司と本人の面談の充実、評価結果に対する評価者と人事担当との意見交換の徹底・強化等を図ることにより、職員のモチベーション向上を図るとともに、人材の登用、個人の意欲や適性に応じた要員配置等を通じ、組合全体のマンパワーアップに努めているほか、今後に本制度の改正を予定しております。

また、働き方改革の内容を踏まえて、給与体系の改正を行うべく、情報収集に努めております。

そのほか、安定的な雇用確保や優秀な人材の確保の方策として、2020年度より勤務地を限定する職員（地域限定職員）を導入しており、今後も様々な採用チャネルを通じた人員確保に係る方策を検討することとしております。

c. 業域分野におけるプロフェッショナルの養成及び職員の能力向上

東京厚生信用組合では、業域取引の基盤再構築と拡大のため、それを支える専門人材の育成及び能力向上に努めしております。

2020年度上期においては、若手職員を対象に業域に関する専門知識習得を目的とした研修を実施したほか、営業店職員を対象に「医療・介護事業者の事業性評価と再生実務」をテーマとした講演会及び意見交換会を地域経済活性化支援機構と連携して開催しております。

当会では、各種ヒアリング等を通じ、人材育成の強化に向けた施策と進捗状況を把握し、計画的な取り組みが実施されていることを確認しております。引き続き、更なる人材育成の強化が図られ、以って経営基盤・組織体制の充実に資するよう指導・助言を行ってまいります。

③ 「信用リスク管理等、リスク管理体制の一層の強化」に向けた指導

a. 信用リスク

東京厚生信用組合では、総与信額100百万円以上の貸出については理事長以下常勤役員で構成する「融資審議会」で審議・決裁する体制としております。

また、月次の自己査定結果、破綻懸念先以下の債権の回収計画、貸出残高分布・未保全額の状況等の信用リスク管理に関する資料を整備し、経営強化計画進捗管理委員会及び理事会に管理状況を報告しております。

更に、審査面に係る理事会の牽制機能強化のため、全決裁案件の一覧と否決を含めた決裁状況を理事会に報告する体制を継続しております。

b. 市場リスク

東京厚生信用組合では、余資運用による収益の拡大を図る観点から、運用対象を拡大し、価格変動商品が増加したことを踏まえ、2019年度よりVaR (Value at Risk) による計測手法を導入し、市場リスク管理の高度化を図っております。

c. オペレーション・リスク

東京厚生信用組合では、2019年度に過去4年間に発生した全ての事務ミス事例の原因を分析するとともに、再発防止策を纏めたオペレーション事故事例集を発行し、役職員全員で共有化を図っており、以降も直近の事例を追加しながら事務リスクの削減に努めております。

しかし、2020年度上期にも複数の事務ミスが発生しており、基本的知識の不足を原因とするものが散見されたため、知識習得に向けた指導を実施しております。

また、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスクに対しては、自組合の抱えるリスクの評価に基づき、2020年度マネロン等対策計画を策定し、態勢整備を図っております。

当会では、監査機構監査等を通じて各種リスク管理の状況を確認するとともに、リスク管理体制の一層の強化に資するべく、課題や要検討事項等を提示しております。足元では新型コロナウイルス感染症の影響により、信用リスクの高まりが懸念されるところであり、引き続き、必要な指導・助言を行ってまいります。

④ 「業務の効率化・事務の堅確化」に向けた指導

東京厚生信用組合では、業務の効率化・事務の堅確化を推進することで、生産性を向上させ、一層の経営効率化を図ることとしております。

2020年度上期は、社会福祉施設に関する振込事務の合理化・効率化策について検討を進めており、引き続きその実現に向けて取り組む方針としております。

また、印鑑照合機の導入や渉外支援システムのデータ内容・出力帳票の見直しについても検討を進めています。

また、事務の堅確化については、前述のとおりオペレーション事故事例集の取り纏め・共有化を図っているほか、2020年度上期は営業店事務課長を対象とした会議を2回開催し、営業店の事務処理に関する重

要事項の徹底を図っております。

当会では、各種ヒアリング等を通じ、業務の効率化・事務の堅確化に向けた取組状況のほか、計画対比での経費支出の状況等を確認しており、引き続き、更なる経営の効率化が図られるよう必要な指導・助言を行ってまいります。

(2) 従前の経営体制の見直しその他責任ある経営体制の確立に関する事項への指導

① 経営体制確立に向けてのサポート

当会では、東京厚生信用組合の責任ある経営体制の確立に向け、職員を出向派遣しておりました（2020年6月派遣終了）ほか、組合役員や重要施策を担う所管部署長等との面談や監査機構監査等を通じて、ガバナンスやリスク管理体制の強化に向けた指導・助言を行っております。

なお、3か年の経営強化計画に対する各種サポートを含めたヒアリング等を実施（2019年4月から2020年11月末までに15回実施）しており、今後も継続的に取り組むことで、体制強化に向けた対応を進めてまいります。

② 「経営諮問会議」への出席

東京厚生信用組合では、ガバナンス強化や経営の客観性・透明性の向上を図るため、外部有識者を構成メンバーとして「経営諮問会議」を設置し、2015年1月の初回開催以降、これまでに12回開催しております。

当会は、同会議にオブザーバーとして出席するなど、委員の提言に対する組合の対応状況を確認しております。

今後も委員の提言に対する組合の対応状況を確認し、不十分と思われる事項がある場合は、指導・助言してまいります。

(3) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化、その他地域経済の活性化に資する方策への指導

東京厚生信用組合では、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化と地域経済の活性化に資するため、経営強化計画において、「中小規模事業者向けの貸出残高」及び「同貸出比率」並びに「経営改善等支援取組率」の数値目標を定めております。

また、前述のとおり営業推進本部を中心とした推進体制や人材育成の強化を図り、業域及び地域の中小規模事業者に対する貸出業務を最重要課題として円滑な資金供与に努めております。

しかし、コロナ禍の影響により2020年9月期の実績につきましては、「中小規模事業者向け貸出残高」は計画始期を517百万円上回ったものの、計画を146百万円下回っております。また、「同貸出比率」につきましては、計画を0.77ポイント、計画始期を0.68ポイント下回っております。

このため、東京厚生信用組合では、信用供与円滑化に係る体制面を一層強

化し、中小規模事業者の資金需要に迅速に対応することで今後の計画達成に向け注力していくこととしております。

他方、「経営改善支援等取組率」につきましては、計画を 10.77 ポイント、計画始期を 10.87 ポイント上回っており、計画を達成しております。

当会では、東京厚生信用組合による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化と業域及び地域経済の活性化に資するため、各施策の実施状況及び実績の把握に努めるとともに、他信用組合の成功事例の提供などを通じて、これまで以上に業域及び地域の中小規模事業者への円滑な資金供給や充実した金融サービスの実施が図られるよう指導・助言を行っております。

今後も計画達成並びにコロナ禍における適切な事業者支援が実施されるよう、各施策の進捗状況の確認を継続するとともに、各種ヒアリングを通じた課題・問題点の把握と改善に向けた提言を実施してまいります。

【中小規模事業者向け貸出等実績】 (単位：百万円、%)

	2019/3 期 実績 (計画始期)	2020/9 期			
		計画	実績	対計画比	対始期比
中小規模事業者 向け貸出残高	28,305	28,968	28,822	△146	517
中小規模事業者 向け貸出比率	46.03	46.12	45.35	△0.77	△0.68
支援取組率	15.79	15.89	26.66	10.77	10.87

2. 経営指導体制の強化の進捗状況

当会では、公的資金を活用した資本支援先の事後管理に係る所管部署を信組支援部経営指導監理課（課長以下 5 名）とし、本部各部や東京厚生信用組合の管轄営業店である本店営業第一部と連携して、ヒアリング、モニタリングやきめ細かな指導・助言を行っております。

加えて、信用組合に対する A L M、リスク管理を含めた有価証券運用、収益力強化へのサポートとして、専門職員と連携した「信組サポート本部」により、更なる経営指導・支援体制の強化に取り組んでおります。

今後につきましても、各種ヒアリングの実施とともに、東京厚生信用組合から定期的に提出を受ける報告・資料の分析等を中心に、経営内容の把握、指導・助言を行ってまいりますとともに、分析手法の精緻化、他金融機関の成功事例の研究などを進め、引き続き、経営指導の充実・強化に努めてまいります。

3. 経営指導のための施策の進捗状況

(1) 経営強化計画の進捗管理

当会は、2020年12月に東京厚生信用組合より経営強化計画履行状況報告（2020年9月末基準）の提出を受け、同報告書を精査し、計画の進捗状況等について把握・分析を行い、国に提出いたしました。

東京厚生信用組合が経営強化計画に掲げた主要施策については、概ね計画通りに取り組まれているものと認識しております。

中小規模事業者への信用供与の円滑化を図るための数値目標である「中小規模事業者向け貸出残高」及び「同貸出比率」につきましては、計画未達となったものの、「同貸出残高」は計画始期の水準を上回る結果となりました。

また、地域経済の活性化を図るための数値目標である地域企業に対する「経営改善支援等取組率」につきましては、計画を達成しております。

当会では、引き続き、東京厚生信用組合の営業推進に係る体制整備や施策の実効性を確認するとともに、計画達成に向けた指導・助言を行ってまいります。

(2) モニタリング、ヒアリング

① オフサイト・モニタリング

当会は、東京厚生信用組合から定期的（日次、月次、半期、年次）に経営状況やリスク管理状況に関する各種データの提出を受け、状況把握に努めるとともに、当会の各部署や関係機関との連携を図りながら、計画の達成に向けた指導・助言を行っております。

具体的には、日次で東京厚生信用組合の預金、貸出金の推移や現金、預け金等の状況を把握するとともに、流動性の状況を検証しております。

有価証券運用については、東京厚生信用組合からの照会に対し当会の運用専門担当者が商品の特徴やリスクについてアドバイスしているほか、月次では、有価証券の種類別・保有区分別のポートフォリオを把握、半期ごとに評価損益及び感応度（リスク）を把握し、健全性確保の観点から自己資本に与える影響等について検証しております。

また、半期ごとに大口先や業種別の与信状況を把握し、金額の推移、保全やポートフォリオの状況等について検証を行っております。

なお、2020年3月期決算に係る資料については、同年8月に提供しております。このほか、マイナス金利政策、コロナ禍の影響を踏まえた収益見通しについて、隨時、情報提供しております。

当会では、引き続き、東京厚生信用組合における課題・問題点の早期発見と適切な対応を図るべく、定期的に経営状況、リスク管理状況に関する各種資料の提出を受けるとともに、所管部署別ヒアリング等を通じ

た、より深度ある実態把握や対策の立案、遂行、事後管理に基づく時宜に応じた適切な指導・助言等を行ってまいります。

② 協議、ヒアリング

当会では、定量的な経営状況把握（オフサイト・モニタリング）では掴みきれない経営上の課題・問題点等を定期的・階層別のヒアリング等の実施により把握し、適切な指導・助言を行うことにより計画の達成に向けた各種取り組みをサポートしております。

a. トップとの協議

適宜、理事長をはじめとした当会の経営陣による東京厚生信用組合の経営陣との個別面談・協議を通じ、経営強化計画の検証や、基本方針に係る指導・助言を行っており、2019年4月から2020年11月末までに1回の面談・協議を実施しております。

b. 定期ヒアリング

定期的または随時、当会役員や指導専担部署によるヒアリングを行い、経営強化計画の推進体制、進捗状況及び経営状況に関するヒアリングを実施し、現状の把握、問題点の共有化を行っており、2019年4月から2020年11月末までに9回のヒアリングを実施しております。

c. 所管部署別ヒアリング

定期ヒアリング時に、経営強化計画の主要施策（改善効果・目標の大きい施策）を担う所管部署別にヒアリングを行い、よりきめ細かな施策の履行・実効性確保の検証強化を図るとともに、対象範囲が絞られたヒアリングの実施により、一層の深度ある検証・指導体制を強化することとしております。

なお、2019年4月から2019年6月末までの期間においては、東京厚生信用組合が計画の策定にあたり組成したプロジェクトチーム（複数部署横断組織）との協議・意見交換等を実施しております。

d. 監査機構監査のフォローアップヒアリング

監査機構監査の検証結果に係る対応状況について、ヒアリングを行い、継続的な状況把握と課題未解消先に対する指導・助言の強化を図ることで、各種リスクの抑制に努めております。

なお、2020年度は11月から12月にかけて監査機構監査を実施しており、当該監査結果について検証を行い、経営改善に向けたアドバイスを行ってまいります。

③ 出向者協議会

当会からの出向者と指導専担部署が、原則として四半期ごとに会合を開き、より深度ある現状把握・分析の実施と、施策の結果が抄々しくない場合の迅速かつ実情に応じた適切な対応を協議・指示するとともに、

各種ヒアリングを通じて行った当会からの指導・助言内容の徹底が図られていることを確認することで、計画の実効性向上に努めており、2019年4月から2020年5月末までに、2回の協議会を開催しております（当会職員の出向派遣は2020年6月に終了）。

（3）監査機構による検証・指導

当会は、東京厚生信用組合に対し、年1回、監査機構による監査を実施することとしております。

2020年度は11月から12月にかけて監査機構監査を実施し、資産査定の確認や信用リスク、コロナ禍の影響等の検証を行うとともに、大口与信先管理や貸出ポートフォリオ管理の強化に向けた助言を行っております。

引き続き、当該監査を通じ、東京厚生信用組合の経営実態の詳細な把握を行うとともに、経営改善に向けたアドバイスを行ってまいります。

（4）計画達成に必要な措置

① 人的支援の実施

当会職員の出向派遣（～2020年6月）を行い、東京厚生信用組合の経営態勢強化を図ってまいりました。

② 事業再生支援へのサポート

a. 各関係団体との連携強化

中小規模の事業者の事業再生及び地域経済の活性化に資するため、当会は各関係団体と連携し、東京厚生信用組合の事業再生支援の取り組みへのサポートを実施してまいります。

b. 取引先の販路拡大へのサポート

東京厚生信用組合からの相談に応じ、他の信用組合の取組事例等の提供や、他の信用組合との取引先に係る情報交流の仲介等を検討するなど、取引先の販路拡大に向けた取り組みを適切にサポートしてまいります。

c. しんくみリカバリの活用

信組業界の再生ファンドである「しんくみリカバリ」を活用し、東京厚生信用組合の取引先の再生支援に向けての取り組みをサポートしてまいります。

③ A L Mサポートの実施

A L Mの実施状況を確認し、データ整備や運営に関しての指導・助言を通して、リスク管理態勢の強化をサポートしてまいります。

④ 資金運用サポートの実施

資金運用サポートにつきましては、信組サポート本部の運用サポート担当者が、東京厚生信用組合に対し、隨時、金利の見通しや運用方針に基づいた銘柄選定等に係る助言を行っております。

引き続き、安全性と市場流動性を重視した運用についてサポートしてまいります。

また、2020年7月には、当会資金運用部が中心となって資金運用会議を開催し、マーケット動向、当会の運用状況・方針等について説明、意見交換を実施しております。

⑤ トレーニーの受入

当会では、有価証券運用に係るトレーニー制度を設けており、必要に応じて、内部管理体制の強化及び人材育成をサポートしております。

【当会による主なサポート一覧（2020年度以降）】

取組施策	実施時期
【人的サポート】 ○当会からの人材派遣	2020年4月 ～2020年6月
【資金運用サポート】 ○運用方針策定等への助言 ○資金運用会議	2020年4月 2020年10月 2020年7月

以上